

## 刑事補償(拘禁補償)決定報告事例(令和3年度確定分)

	裁判所名	事件名	補償決定日	補償決定確定日	補償額
1	福岡地裁	覚せい剤取締法違反(変更後の訴因 覚せい剤取締法違反、関税法違反)	R3.1.12	R3.1.19	6,820,000
2	大阪地裁	覚せい剤取締法違反	R2.12.25	R3.1.23	3,380,000
3	千葉地裁	麻薬及び向精神薬取締法違反、大麻取締法違反、関税法違反	R3.1.25	R3.1.30	6,287,500
4	大津地裁	占有離脱物横領	R3.1.29	R3.2.4	532,000
5	京都地裁	私印偽造、同使用	R3.2.2	R3.2.9	400,000
6	東京高裁	詐欺	R3.2.2	R3.2.9	3,750,000
7	大阪地裁	大麻取締法違反	R3.2.9	R3.2.16	1,180,000
8	大阪地裁	傷害	R3.2.25	R3.3.3	2,212,500
9	千葉地裁	覚せい剤取締法違反、関税法違反	R3.2.26	R3.3.6	4,937,500
10	佐賀地裁	現住建造物等放火	R3.3.4	R3.3.10	2,065,000
11	広島地裁呉支部	強制わいせつ	R3.3.9	R3.3.16	350,000
12	福岡地裁	詐欺(変更後の訴因 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反)	R3.3.11	R3.3.17	8,962,500
13	神戸地裁姫路支部	詐欺	R3.3.1	R3.3.20	256,250
14	広島高裁岡山支部	業務上横領	R3.3.16	R3.3.23	6,237,500
15	名古屋地裁	強制わいせつ	R3.3.15	R3.3.23	2,112,500
16	千葉地裁	覚せい剤取締法違反、関税法違反、麻薬特例法違反	R3.3.29	R3.4.2	9,000,000
17	千葉地裁	覚せい剤取締法違反	R3.3.29	R3.4.3	4,987,500
18	高松地裁丸亀支部	電子計算機損壊等業務妨害	R3.3.31	R3.4.6	220,000
19	山形地裁	覚せい剤取締法違反	R3.3.29	R3.4.6	3,830,000
20	大阪高裁	贈賄	R3.3.30	R3.4.6	287,500
21	大阪高裁	贈賄	R3.3.30	R3.4.6	287,500
22	名古屋地裁	詐欺	R3.3.29	R3.4.6	2,112,500
23	大阪地裁	覚せい剤取締法違反	R3.3.31	R3.4.6	980,000
24	東京地裁	詐欺	R3.3.30	R3.4.6	1,050,000
25	千葉地裁	常習累犯窃盗	R3.4.22	R3.4.29	2,970,000
26	東京高裁	住居侵入、窃盗、邸宅侵入、窃盗未遂	R3.4.26	R3.5.7	4,070,000
27	東京地裁立川支部	覚醒剤取締法違反	R3.5.19	R3.5.25	973,000

	裁判所名	事件名	補償決定日	補償決定確定日	補償額
28	札幌地裁	覚せい剤取締法違反	R3.5.31	R3.6.4	963,000
29	京都地裁	覚せい剤取締法違反	R3.6.2	R3.6.8	13,210,000
30	東京地裁	恐喝	R3.6.3	R3.6.9	2,012,500
31	名古屋地裁	覚せい剤取締法違反	R3.6.3	R3.6.11	5,887,500
32	東京地裁	住居侵入帮助、窃盗帮助	R3.6.11	R3.6.22	487,500
33	東京地裁	電子計算機使用詐欺	R3.6.30	R3.7.6	3,052,500
34	仙台地裁石巻支部	詐欺	R3.7.1	R3.7.6	1,587,500
35	福岡地裁	暴力行為等处罚に関する法律違反	R3.7.8	R3.7.15	1,840,000
36	東京地裁	恐喝	R3.7.6	R3.7.20	2,062,500
37	東京高裁	窃盗	R3.7.13	R3.7.20	4,212,500
38	大阪地裁	覚せい剤取締法違反	R3.7.9	R3.7.20	4,962,500
39	宇都宮地裁栃木支部	銃砲刀剣類所持等取締法違反	R3.7.20	R3.7.27	2,371,500
40	名古屋高裁	覚せい剤取締法違反	R3.7.20	R3.7.27	1,062,500
41	大阪地裁	覚せい剤取締法違反	R3.7.20	R3.7.27	4,637,500
42	東京高裁	覚醒剤取締法違反、関税法違反	R3.7.27	R3.8.3	8,887,500
43	福岡地裁	覚せい剤取締法違反(変更後の訴因 覚せい剤取締法違反、関税法違反)	R3.8.6	R3.8.14	5,480,000
44	横浜地裁川崎支部	強姦	R3.8.11	R3.8.17	3,300,000
45	東京高裁	窃盗	R3.8.12	R3.8.17	6,125,000
46	福岡地裁	過失運転致死、道路交通法違反	R3.8.10	R3.8.18	687,500
47	犬山簡裁	銃砲刀剣類所持等取締法違反	R3.8.18	R3.8.24	37,500
48	大津地裁	強制わいせつ、強制性交等	R3.9.6	R3.9.14	5,375,000
49	千葉地裁	建造物損壊、銃砲刀剣類所持等取締法違反	R3.9.6	R3.9.14	856,000
50	鈴鹿簡裁	道路交通法違反	R3.9.8	R3.9.14	12,476
51	大阪地裁	わいせつ略取、監禁、強姦	R3.9.29	R3.10.6	675,000
52	福岡地裁飯塚支部	覚醒剤取締法違反	R3.10.8	R3.10.16	2,380,000
53	福岡地裁田川支部	傷害	R3.10.11	R3.10.19	1,400,000
54	千葉地裁	強制わいせつ致傷	R3.10.11	R3.10.19	3,600,000
55	千葉地裁	強制わいせつ致傷	R3.10.11	R3.10.19	3,600,000

	裁判所名	事件名	補償決定日	補償決定確定日	補償額
56	広島地裁福山支部	覚醒剤取締法違反	R3.10.25	R3.10.30	1,330,000
57	大阪高裁	窃盗	R3.10.26	R3.11.2	4,062,500
58	福岡高裁	麻薬及び向精神薬取締法違反、関税法違反	R3.10.26	R3.11.2	7,187,500
59	釧路地裁	大麻取締法違反、公務執行妨害	R3.10.26	R3.11.2	170,000
60	東京高裁	覚醒剤取締法違反、関税法違反	R3.11.9	R3.11.16	9,612,500
61	東京高裁	覚醒剤取締法違反、関税法違反	R3.11.9	R3.11.16	9,612,500
62	東京高裁	占有離脱物横領	R3.11.15	R3.11.22	240,000
63	東京高裁	暴力行為等処罰に関する法律違反	R3.11.12	R3.11.23	4,820,000
64	東京地裁	脅迫	R3.11.18	R3.11.23	1,330,000
65	金沢地裁	詐欺	R3.11.24	R3.11.30	1,080,000
66	大阪高裁	覚せい剤取締法違反	R3.11.29	R3.12.7	650,000
67	名古屋地裁	強制わいせつ	R3.11.30	R3.12.7	2,462,500
68	東京地裁	関税法違反、外国為替及び外国貿易法違反	R3.12.7	R3.12.11	4,150,000
69	東京地裁	関税法違反、外国為替及び外国貿易法違反	R3.12.7	R3.12.11	4,150,000
70	東京地裁	関税法違反、外国為替及び外国貿易法違反	R3.12.7	R3.12.11	3,000,000
71	富山地裁高岡支部	建造物侵入、窃盗	R3.12.7	R3.12.14	3,411,000
72	宮崎地裁	傷害	R3.12.13	R3.12.21	412,500
73	東京地裁立川支部	傷害致死	R3.12.20	R3.12.28	9,587,500

※ 令和3年1月1日から令和3年12月31日までに刑事補償決定が確定したもの。ただし、不服申立てがあり、原審で確定しなかったものを除く。

## 少年補償事件決定報告事例（令和3年度確定分）

番号	裁判所名	非行なしとなった保護事件	補償決定日	補償額(円)
1	静岡家裁浜松支部	横領	令和3年2月26日	370000
2	静岡家裁	詐欺	令和3年3月5日	147000
3	東京家裁	電子計算機使用詐欺	令和3年3月18日	0
4	東京家裁	児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	令和3年3月26日	0
5	大阪家裁堺支部	触法（軽犯罪法違反）	令和3年3月26日	0
6	大阪家裁	窃盗	令和3年4月12日	0
7	横浜家裁	触法（窃盗）	令和3年9月2日	0
8	大阪家裁堺支部	道路交通法違反	令和3年10月6日	0
9	那覇家裁	覚せい剤取締法違反	令和3年11月2日	0
10	広島家裁福山支部	脅迫	令和3年11月25日	88000
11	山形家裁米沢支部	犯罪による収益の移転防止に関する法律違反	令和3年12月8日	11000
12	福岡家裁	ぐ犯	令和3年12月10日	50000

(注)この一覧表は、令和3年1月1日から令和3年12月末日までに確定した少年補償事件につき、令和4年2月1日までの報告に基づいて作成したものである。

## 電算機処理に係る裁判事務及び司法行政事務の概要、ネットワーク化の進展状況と関連予算

### 1 裁判事務

裁判事務における主要な電算機処理システムの概要は、以下のとおりであり、これらの令和4年度の予算総額は、約1,101百万円となっている。

#### (1) 裁判事務処理システム

民事及び刑事裁判手続並びに家事手続全般についてシステム化し、事件情報の共有による事務処理及び事件進行管理の合理化や効率化を図るものである。旧裁判事務処理システムは、民事事件を対象とする部分については平成12年度から、刑事事件を対象とする部分については平成13年度から順次、地方裁判所に導入してきたが、平成17年度から、システムの構造や外部システムとの連携の在り方について、抜本的に見直した上で新システムの開発を行った。民事事件を対象とする部分については、平成19年度にシステム試験等を経て運用を開始し、平成26年度から平成27年度にかけて家事事件についても利用できるよう改修及び導入展開を行い、現在は高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所全庁において運用中である。他方、刑事事件を対象とする部分については、平成22年度にシステム試験等を経て運用を開始し、現在は地方裁判所全庁において運用中である。

#### (2) 民事執行事件処理システム

不動産等執行事件の各種データをシステム上で管理することにより、事件検索、物件検索、進行管理、各種帳票作成等を行い、不動産等執行事件の事務処理全般について、効率化、迅速化を図るものである。旧システムは平成14年度から全国で導入、運用していたが、セキュリティ強化や職員負担の軽減を図るため、センターサーバ方式の新システムを平成25年度から平成26年度にかけて開発した。新システムへの移行は平成27年度から順次行われ、平成28年度に完了し、現在全国で運用中である。

#### (3) 裁判員候補者名簿管理システム

全国60か所の裁判員裁判取扱庁で利用することを目的として開発したシステムで、裁判員候補者名簿を調製、管理したり、裁判員をくじで選任するなど、裁判員等の選任手続管理業務を効率的に処理するための機能が実装されている。平成21年1月から本格稼動した。

#### (4) 裁判統計データ処理システム

下級裁判所における統計報告から最高裁判所におけるデータの集約・管理等の統計業務全般をシステム化することで国民への正確な統計データの迅速かつ円滑な提供を図るものである。

#### (5) 裁判事務支援システム

少年事件、簡易裁判所の民事事件、督促事件並びに高等裁判所及び簡易裁判所の刑事事件の各種データをセキュリティの確保されたシステム上で管理し、事件検索、当事者検索、期日検索等の機能を共通して利用することにより、これら事件の事務処理全般について効率化、迅速化を図るものである。少年事件に相当する部分については平成30年度に開発を、翌令和元年度に導入を完了し、簡易裁判所の民事事件及び督促事件、高

等裁判所及び簡易裁判所の刑事事件に相当する部分については令和元年度に開発を、翌令和2年度から令和3年度にかけて導入を完了し、いずれも全国で運用中である。

#### (6) 裁判手続のデジタル化

##### ア 民事訴訟手続のデジタル化

内閣官房に設置された「裁判手続等のIT化検討会」の平成30年3月30日付け報告書の内容等も踏まえて、民事訴訟手続のデジタル化の取組を進めており、令和2年2月から順次、民間のクラウドサービスを利用して、ウェブ会議等のツールを活用した争点整理の運用を進めているものである。同年12月までに全ての地方裁判所本庁で同運用を開始し、地方裁判所の支部においても令和4年2月に島しょ部の8地裁支部で同運用を開始し、同年7月までに全ての地方裁判所の支部で同運用が開始される予定である。その後は、これらの運用状況を踏まえて、高等裁判所など対象庁を順次拡大する予定である。また、民事訴訟法132条の10等に基づき、準備書面、書証の写し等の裁判書類の電子提出を可能にするためのシステム（民事裁判書類電子提出システム、通称「mints（ミンツ）」）を開発し、関連する最高裁判所規則を制定した。まずは、甲府地方裁判所本庁及び大津地方裁判所本庁において、令和4年5月頃から本格運用を開始（令和4年2月から試行運用開始）する予定である。

##### イ 刑事手続のデジタル化

令和3年3月、「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」が法務省に立ち上げられ、刑事手続について情報通信技術を活用する方策に関する検討が開始された。その検討結果は令和3年度内を目途に取りまとめられる見込みである。こうした政府における検討のスピード感に対応するため、最高裁判所においても、書類の電子データ化、電子データ発受のオンライン化、非対面・遠隔化の活用による刑事手続のデジタル化に向けた検討を進めている。

##### ウ 家事事件手続等のデジタル化

家事事件手続等では、当事者の出頭負担軽減やDV事案等における加害者との接触回避による安心・安全な手続の実現等の要請があることから、令和3年度から、民間のクラウドサービスを利用して、ウェブ会議のツールを活用した家事調停期日の運用を進めている。同年12月から、東京、大阪、名古屋及び福岡の各家裁においてその運用を開始しており、今後も、対象庁を他の家庭裁判所に順次拡大する予定である。

## 2 司法行政事務等

司法行政事務等における主要な電算機処理システムの概要は、以下のとおりであり、これらの令和4年度の予算総額は、約4百万円となっている。

### ・ 檢察審査員候補者名簿管理システム

検察審査員候補者の各種データをシステム上で管理することにより、名簿管理、資格審査、選定、各種帳票作成等、検察審査員等の選定事務処理について効率化、迅速化するものであり、平成20年度に全国の地方裁判所本庁所在地の検察審査会事務局（複数あるときは第一）及び裁判員裁判取扱支部所在地の検察審査会事務局に導入し、運用中である。

## 3 ネットワーク化

ネットワーク化の進展状況は、以下のとおりであり、令和4年度の予算総額は、約4,609百万円となっている。

(1) 司法情報通信システム

全国に組織機構を展開する裁判所において、各種裁判情報の共有、司法行政事務の効率化を図るための裁判所間の情報通信ネットワーク基盤である。裁判所内にLANを構築するとともに、全国の裁判所に設置した通信端末を通信回線により接続し、電子メールの利用や最高裁判所の各種データベースへのアクセスを可能とするほか、保管金事務処理システム等の電算機処理システムの通信基盤となっている。

(2) 外部通信ネットワーク

裁判所の情報システムが保有する情報には、高度な秘匿性が求められるものが含まれており、その情報が漏えいするといったセキュリティ上のリスクを回避するため、裁判所が保有する重要な情報を取り扱うネットワークとインターネットを閲覧できる環境とを論理的に分離する目的で、インターネットセキュリティサービスを利用している。

(3) 最高裁判所汎用受付等システム

財務省会計センターの歳入金電子納付システム（以下「REPS」という。）との連携基盤として機能しているシステムであるが、裁判所の督促手続オンラインシステムや保管金事務処理システムとREPSとの電子納付情報等のやり取りを中継し、督促手続オンラインシステムを利用した申立てに係る手数料等の電子納付や裁判所における保管金の電子納付を実現している。

(4) 保管金事務処理システム

REPS等と連携して、裁判所が取り扱う保管金の電子処理を可能にするシステムである。事件当事者等の利便性の大幅な向上と、事務処理の迅速化及び効率化を図るものであり、これまでに全ての裁判所に導入し、運用を行っている。

(5) 督促手続オンラインシステム

簡易裁判所に対し書面で申し立てられている支払督促事件のうち、定型的な処理が可能なものについてインターネットを利用した申立てを可能とし、手続全体をオンライン化し、申立人の利用の便を図るとともに、裁判所の業務を集中的に処理するシステムである。平成18年度から本格稼動を開始し、平成22年11月に全国での利用が可能となった。

## 年度別裁判員制度関連予算とその内訳及び執行額とその内訳

予算額とその内訳 (単位:百万円)

※ いずれも当初予算額

## 1 裁判員等の日当・旅費

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
1,940	1,695	1,037	806	772	745	668	665	660	643	639

## 2 その他裁判員制度施行準備・運営経費

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
1,698	1,537	1,033	871	1,033	938	932	1,049	1,004	1,180	947

(主な経費)

H24	
広報経費	
インターネット関連広報経費	73
インターネット関連広報経費	55
広報用ツール経費	17
各種説明会等経費	2
コールセンター業務委託費	98
裁判員候補者通知発送委託費	82
アンケート等選任手続検証経費	38
裁判員候補者名簿管理システム整備経費	248
裁判員登録検索データ整備経費	76
音声認識システム整備経費	205
法廷等IT機器整備等経費	307
裁判員メンタルヘルス対策相談委託	9
H25	
広報経費	
インターネット関連広報経費	51
インターネット関連広報経費	36
広報用ツール経費	14
各種説明会等経費	1
コールセンター業務委託費	67
裁判員候補者通知発送委託費	74
アンケート等選任手続検証経費	26
裁判員候補者名簿管理システム整備経費	153
裁判員登録検索データ整備経費	26
音声認識システム整備経費	312
法廷等IT機器整備等経費	307
裁判員メンタルヘルス対策相談委託	9
H26	
広報経費	
インターネット関連広報経費	29
インターネット関連広報経費	18
広報用ツール経費	11
各種説明会等経費	1
コールセンター業務委託費	47
裁判員候補者通知発送委託費	58
アンケート等選任手続検証経費	17
裁判員候補者名簿管理システム整備経費	141
裁判員登録検索データ整備経費	19
音声認識システム整備経費	159
法廷等IT機器整備等経費	223
裁判員メンタルヘルス対策相談委託	8
H27	
広報経費	
インターネット関連広報経費	23
インターネット関連広報経費	14
広報用ツール経費	9
各種説明会等経費	1
コールセンター業務委託費	40
裁判員候補者通知発送委託費	51
アンケート等選任手続検証経費	10
裁判員候補者名簿管理システム整備経費	140
裁判員登録検索データ整備経費	18
音声認識システム整備経費	110
法廷等IT機器整備等経費	218
裁判員メンタルヘルス対策相談委託	4
H28	
広報経費	
インターネット関連広報経費	22
インターネット関連広報経費	14
広報用ツール経費	7
各種説明会等経費	1
コールセンター業務委託費	39
裁判員候補者通知発送委託費	41
アンケート等選任手続検証経費	8
裁判員候補者名簿管理システム整備経費	357
裁判員登録検索データ整備経費	16
音声認識システム整備経費	102
法廷等IT機器整備等経費	209
裁判員メンタルヘルス対策相談委託	4
H29	
広報経費	
インターネット関連広報経費	22
インターネット関連広報経費	14
広報用ツール経費	7
各種説明会等経費	1
コールセンター業務委託費	41
裁判員候補者通知発送委託費	38
アンケート等選任手続検証経費	8
裁判員候補者名簿管理システム整備経費	162
裁判員登録検索データ整備経費	142
音声認識システム整備経費	102
法廷等IT機器整備等経費	209
裁判員メンタルヘルス対策相談委託	4

H30	
広報経費	20
インターネット関連広報経費	14
広報用ツール経費	5
各種説明会等経費	1
コールセンター業務委託費	28
裁判員候補者通知発送委託費	38
アンケート等選任手続検証経費	5
裁判員候補者名簿管理システム整備経費	157
裁判員登刑検索データ整備経費	42
音声認識システム整備経費	240
法廷等IT機器整備等経費	187
裁判員メンタルヘルス対策相談委託	4
R1	
広報経費	69
インターネット関連広報経費	54
広報用ツール経費	5
各種説明会等経費	10
コールセンター業務委託費	28
裁判員候補者通知発送委託費	39
アンケート等選任手続検証経費	5
裁判員候補者名簿管理システム整備経費	174
裁判員登刑検索データ整備経費	11
音声認識システム整備経費	230
法廷等IT機器整備等経費	266
裁判員メンタルヘルス対策相談委託	2
R2	
広報経費	17
インターネット関連広報経費	7
広報用ツール経費	5
各種説明会等経費	6
コールセンター業務委託費	25
裁判員候補者通知発送委託費	48
アンケート等選任手続検証経費	5
裁判員候補者名簿管理システム整備経費	277
裁判員登刑検索データ整備経費	28
音声認識システム整備経費	91
法廷等IT機器整備等経費	291
裁判員メンタルヘルス対策相談委託	2
R3	
広報経費	15
インターネット関連広報経費	7
広報用ツール経費	3
各種説明会等経費	6
コールセンター業務委託費	21
裁判員候補者通知発送委託費	80
アンケート等選任手続検証経費	5
裁判員候補者名簿管理システム整備経費	448
裁判員登刑検索データ整備経費	37
音声認識システム整備経費	92
法廷等IT機器整備等経費	296
裁判員メンタルヘルス対策相談委託	2
R4	
広報経費	11
インターネット関連広報経費	7
広報用ツール経費	1
各種説明会等経費	3
コールセンター業務委託費	21
裁判員候補者通知発送委託費	52
アンケート等選任手続検証経費	5
裁判員候補者名簿管理システム整備経費	248
裁判員登刑検索データ整備経費	14
音声認識システム整備経費	92
法廷等IT機器整備等経費	296
裁判員メンタルヘルス対策相談委託	2

## 年度別裁判員制度関連予算とその内訳及び執行額とその内訳

執行額とその内訳 (単位:百万円)

※ 他の経費と合わせて執行しているため支出額の算出が困難なものを除く

## 1 裁判員等日当旅費

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
821	744	697	707	630	625	635	562	585

## 2 その他裁判員制度実行準備・運営経費

(主な経費)

H24	
広報経費	48
インターネット関連広報経費	40
広報用ツール経費	7
各種説明会等経費	1
コールセンター業務委託費	32
裁判員候補者通知発送委託費	27
アンケート等選任手続検証経費	8
裁判員候補者名簿管理システム整備経費	185
裁判員量刑検索データ整備経費	55
音声認識システム整備経費	203
法廷等IT機器整備等経費	256
裁判員メンタルヘルス対策相談委託	1
H25	
広報経費	43
インターネット関連広報経費	36
広報用ツール経費	7
各種説明会等経費	1
コールセンター業務委託費	21
裁判員候補者通知発送委託費	24
アンケート等選任手続検証経費	5
裁判員候補者名簿管理システム整備経費	122
裁判員量刑検索データ整備経費	9
音声認識システム整備経費	307
法廷等IT機器整備等経費	195
裁判員メンタルヘルス対策相談委託	1
H26	
広報経費	28
インターネット関連広報経費	21
広報用ツール経費	7
各種説明会等経費	1
コールセンター業務委託費	25
裁判員候補者通知発送委託費	24
アンケート等選任手続検証経費	4
裁判員候補者名簿管理システム整備経費	120
裁判員量刑検索データ整備経費	13
音声認識システム整備経費	142
法廷等IT機器整備等経費	223
裁判員メンタルヘルス対策相談委託	1
H27	
広報経費	23
インターネット関連広報経費	14
広報用ツール経費	8
各種説明会等経費	1
コールセンター業務委託費	23
裁判員候補者通知発送委託費	25
アンケート等選任手続検証経費	5
裁判員候補者名簿管理システム整備経費	131
裁判員量刑検索データ整備経費	12
音声認識システム整備経費	110
法廷等IT機器整備等経費	215
裁判員メンタルヘルス対策相談委託	1
H28	
広報経費	20
インターネット関連広報経費	14
広報用ツール経費	5
各種説明会等経費	1
コールセンター業務委託費	23
裁判員候補者通知発送委託費	33
アンケート等選任手続検証経費	5
裁判員候補者名簿管理システム整備経費	354
裁判員量刑検索データ整備経費	13
音声認識システム整備経費	102
法廷等IT機器整備等経費	212
裁判員メンタルヘルス対策相談委託	1
H29	
広報経費	19
インターネット関連広報経費	14
広報用ツール経費	4
各種説明会等経費	1
コールセンター業務委託費	20
裁判員候補者通知発送委託費	34
アンケート等選任手続検証経費	5
裁判員候補者名簿管理システム整備経費	167
裁判員量刑検索データ整備経費	82
音声認識システム整備経費	102
法廷等IT機器整備等経費	209
裁判員メンタルヘルス対策相談委託	1

H30	
広報経費	20
インターネット関連広報経費	14
広報用ツール経費	5
各種説明会等経費	1
コールセンター業務委託費	19
裁判員候補者通知発送委託費	48
アンケート等選任手続検証経費	5
裁判員候補者名簿管理システム整備経費	161
裁判員登録検索データ整備経費	29
音声認識システム整備経費	246
法廷等IT機器整備等経費	179
裁判員メンタルヘルス対策相談委託	1
R1	
広報経費	47
インターネット関連広報経費	40
広報用ツール経費	4
各種説明会等経費	3
コールセンター業務委託費	16
裁判員候補者通知発送委託費	52
アンケート等選任手続検証経費	4
裁判員候補者名簿管理システム整備経費	181
裁判員登録検索データ整備経費	9
音声認識システム整備経費	166
法廷等IT機器整備等経費	142
裁判員メンタルヘルス対策相談委託	1
R2	
広報経費	14
インターネット関連広報経費	7
広報用ツール経費	3
各種説明会等経費	3
コールセンター業務委託費	16
裁判員候補者通知発送委託費	45
アンケート等選任手続検証経費	4
裁判員候補者名簿管理システム整備経費	278
裁判員登録検索データ整備経費	13
音声認識システム整備経費	92
法廷等IT機器整備等経費	296
裁判員メンタルヘルス対策相談委託	1

109. 参議院法務委員会で議決された決議（附帯決議を含む）の昨年1年間における対処状況について（令和4年1月調査）

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和3年4月6日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 民事訴訟手続の審理期間及び合議率の目標を達成するため、審理期間が長期化している近年の状況を検証し、審理の運用手法、制度の改善等に取り組み、その上で、目標達成に必要な範囲で削減を含め裁判官の定員管理を行うこと。	一部措置済み（令和3年）	裁判所としては、第一審の訴訟手続を2年以内のできるだけ短期間に終局させるとともに、当事者である国民のニーズを踏まえ、充実した手続を実施する方策の一環として、合議体による審理の充実・活用を図るよう努力しているところであり、裁判の迅速化に関する法律第8条第1項に定められた裁判の迅速化に係る検証において、審理期間が長期化している状況を不斷に検証するとともに、争点整理手続の実情や合議体による審理の実情等を分析・検証するなどし、合理的期間内に充実した適正な裁判が実現されるように検討を続けている。これまでにも裁判所としては、裁判官を増員し、裁判官が適切な訴訟指揮権を行使して終期を見通した計画的な審理の実践や合議事件の審理の充実強化を図る態勢を整えるとともに、訴訟関係人の理解と協力を得つつ、争点中心型審理の実践に努めるなど、審理期間及び合議率の目標達成のため検討を続けてきたところであります、令和3年度においても、事件動向等を注視し、適正迅速な事件処理に支障を来すことのないよう、必要な人員配置を行った。
二 裁判所職員定員法の改正を行う場合には、引き続き、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数と判事の欠員見込みの概数を明らかにし、その定員が適正であることを明確にすること。	検討中	裁判所としては、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数及び判事の欠員見込みの概数及びその定員が適正であることについては、委員会質疑を通じて明らかにする予定である。
三 令和二年四月十六日の当委員会における附帯決議等を踏まえ、最高裁判所において、引き続き、判事補の定員の充足に努めるとともに、判事補の定員の在り方	検討中	裁判所としては、引き続き、裁判官にふさわしい資質・能力を備えた人をできるだけ多く裁判官に採用できるよう努め

について、更なる削減等も含め検討していくこと。		るとともに、判事補の定員について、今後の事件動向や充員の見込み等を踏まえて検討を続けてまいりたい。
四 現在の法曹養成制度の下で法曹志望者の減少について顕著な改善傾向が見られないことを踏まえ、そのことが法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき必要な分析を行い、その結果を国会に示すとともに、法改正を踏まえた更なる法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること。	検討中	法曹志望者数の減少、ひいては司法修習生の減少が判事補任官者数に及ぼす影響については、必要な分析を行った上で、委員会質疑を通じて示す予定である。
五 司法制度に対する信頼確保のため、訟務分野において国の指定代理人として活動する裁判官出身の検事の数の縮小を含む必要な取組を進めること。		
六 離婚後の子どもの養育費の不払、面会交流の実施をはじめとする子をめぐる事件の複雑困難化、家庭裁判所の家事事件の新受件数の増加等に対応するため、家庭裁判所の機能強化を図り、家事事件の専門性に配慮した適正な人員配置を行うこと。	一部措置済み (令和3年)	裁判所としては、子をめぐる事件を含む家事事件の事件動向等を踏まえ、適正迅速な裁判の実現のため、繁忙序を中心に適正な人員配置等の必要な体制整備を図ったところであるが、今後も必要な体制整備を図ってまいりたい。

○少年法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和3年5月20日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 十八歳及び十九歳の者は、類型的に成長発達途上にあって可塑性を有する存在であることから、引き続き少年法の適用対象と位置付けることとした趣旨を踏まえ、少年の健全な育成を期するとする法の目的及び理念に合致した運用が行われるよう本法の趣旨の周知に努めること。	措置済み（令和3年）	各裁判所に対して、改正法及び附帯決議の内容を周知するとともに、改正法成立に至る経緯やその趣旨、本法の規定内容等を詳細に説明した立法担当者による解説を提供し周知した。
二 現行の原則逆送対象事件については、家庭裁判所が、犯情及び要保護性に関する様々な事情について十分な調査を行った上、これにより判明した事実を考慮して、検察官に送致するかどうかの決定を行っていることを踏まえ、新たに原則逆送の対象となる罪の事件には様々な犯情のものがあることに鑑み、家庭裁判所が同決定をするに当たっては、きめ細かな調査及び適正な事実認定に基づき、犯情の軽重及び要保護性を十分に考慮する運用が行われるよう本法の趣旨の周知に努めること。	措置済み（令和3年）	各裁判所に対して、改正法及び附帯決議の内容を周知するとともに、改正法成立に至る経緯やその趣旨、本法の規定内容等を詳細に説明した立法担当者による解説を提供し周知した。
三 十八歳及び十九歳の者の健全育成及び非行防止のためには、早期の段階における働き掛けが有効であることに鑑み、少年非行対策及び福祉支援策における関係府省庁の連携・協議の枠組みを強化するとともに、関係諸機関、団体等と有機的に連携しつつ、適切な保護、支援を行うための施策の一層の推進を図ること。		
四 罪を犯した者、とりわけ十八歳及び十九歳などの若年者の社会復帰の促進を図るため、前科による資格制限の在り方について、対象業務の性質や実情等を踏まえつつ、府省庁横断のしかるべき場を設けるなどして、政府全体として速やかに検討を進め、その結果に基づいて、法改正を含め必要な措置を講ずること。		

<p>五 特定少年のとき犯した罪についての事件広報に当たっては、事案の内容や報道の公共性の程度には様々なものがあることや、インターネットでの掲載により当該情報が半永久的に閲覧可能となることをも踏まえ、いわゆる推知報道の禁止が一部解除されたことが、特定少年の健全育成及び更生の妨げとならないよう十分配慮されなければならないことの周知に努めること。また、インターネットを悪用した人権侵害対策への取組を推進すること。</p>	<p>措置済み（令和3年）</p>	<p>(第一文について) 各裁判所に対して、改正法及び附帯決議の内容を周知するとともに、改正法成立に至る経緯やその趣旨、本法の規定内容等を詳細に説明した立法担当者による解説を提供し周知した。</p>
<p>六 少年事件に関する事件広報に当たっては、被害者及びその家族・遺族の名誉又は生活の平穏が害されることのないよう十分配慮されなければならないことの周知に努めること。</p>	<p>措置済み（令和3年）</p>	<p>各裁判所に対して、改正法及び附帯決議の内容を周知するとともに、改正法成立に至る経緯やその趣旨、本法の規定内容等を詳細に説明した立法担当者による解説を提供し周知した。</p>
<p>七 犯罪被害者支援を充実させる観点から、真に援助が必要な犯罪被害者が早期の段階から弁護士による支援を受けるための弁護士費用の援助を始めとする充実した法的支援の方策について、担い手である日本弁護士連合会や日本司法支援センターと連携し、引き続き検討すること。</p>		
<p>八 可塑性を有することなどの特定少年の特性を踏まえ、検察官送致決定がされた事件において、特定少年に対する被疑者取調べが適正に行われるよう、必要な検討を行うこと。</p>		

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和2年4月16日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>一 民事訴訟事件の内容の複雑困難化及び専門化について、引き続き、その実情を把握し、必要な対応を行うとともに、訴訟手続の審理期間及び合議率の目標を達成するため、審理期間が長期化している近年の状況を検証し、審理の運用手法、制度の改善等に取り組んだ上で、目標達成に必要な範囲で裁判官の定員管理を行うこと。</p>	<p>一部措置済み（ 令和2年、令和3年）</p>	<p>これまで、裁判所としては、裁判官や弁護士との意見交換等の機会を捉えて実情把握に努めつつ、争点中心型の審理の実践や多角的な検討が可能となる合議体による審理の充実・活用のための方策等につき裁判官による協議会等において協議を行うとともに、金融・経済、医療、建築、IT等の専門分野について、裁判官を対象とする研究会を実施するなどしてきた。また、裁判所は、第一審の訴訟手続を2年以内のできるだけ短期間に終局させるとともに、当事者である国民のニーズを踏まえ、充実した手続を実施する方策の一環として、合議体による審理の充実・活用を図るよう努力しているところであり、裁判の迅速化に関する法律第8条第1項に定められた裁判の迅速化に係る検証において、審理期間が長期化している状況を不斷に検証するとともに、争点整理手続の実情や合議体による審理の実情等を分析・検証するなどし、合理的期間内に充実した適正な裁判が実現されるように検討を続けている。これまで裁判所としては、裁判官を増員し、裁判官が適切な訴訟指揮権を行使して終期を見通した計画的な審理の実践や合議事件の審理の充実強化を図る態勢を整えるとともに、訴訟関係人の理解と協力を得つつ、争点中心型審理の実践に努めるなど、審理期間及び合議率の目標達成のため検討を続けてきたところであり、令和3年度においても、事件動向等を注視し、適正迅速な事件処理に支障を来すことのないよう、必要な人員配置を行った。</p>
<p>二 裁判所職員定員法の改正を行う場合には、引き続き、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数と判事の欠員見込みの概数を明らかにし、その定員が適正であることを明確にすること。</p>	<p>一部措置済み（ 令和3年）</p>	<p>裁判所としては、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数及び判事の欠員見込みの概数及びその定員が適正であることについては、委員会質疑を通じて明らかにする予</p>

		定である。
三 最高裁判所においては、引き続き、判事補の定員の充足に努めるとともに、判事補の定員の在り方について、更なる削減等も含め検討していくこと。	検討中	裁判所としては、引き続き、裁判官にふさわしい資質・能力を備えた人をできるだけ多く裁判官に採用できるよう努めるとともに、判事補の定員について、今後の事件動向や充員の見込み等を踏まえて検討を続けてまいりたい。
四 現在の法曹養成制度の下での法曹志望者の減少が法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき必要な分析を行い、その結果を国会に示すとともに、法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること。	検討中	法曹志望者数の減少、ひいては司法修習生の減少が判事補任官者数に及ぼす影響については、必要な分析を行った上で、委員会質疑を通じて示す予定である。
六 畦婚後の子どもの養育費の不払、面会交流の実施をはじめとする子をめぐる事件の複雑困難化、家庭裁判所の家事事件の新受件数の増加等に対応するため、家庭裁判所の機能強化を図り、家事事件の専門性に配慮した適正な人員配置を行うこと。	一部措置済み (令和2年、令和3年)	裁判所としては、子をめぐる事件を含む家事事件の事件動向等を踏まえ、適正迅速な裁判の実現のため、繁忙庁を中心に適正な人員配置等の必要な体制整備を図ったところであるが、今後も必要な体制整備を図ってまいりたい。

○民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和元年5月9日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>三 国内の子の引渡しの直接的な強制執行に関し、子の福祉の観点から、以下の事項について留意すること。</p> <p>1 子の引渡しの直接的な強制執行については子の心身に有害な影響を及ぼさないように、本法施行後における運用状況を勘案し、必要に応じて更なる改善を図るよう努めること。</p>	一部措置済み (令和元年度、令和2年度、令和3年度)	<p>子の心身に有害な影響を及ぼさないように執行するため、執行補助者又は立会人として児童心理の専門家の関与を得ることや、事前の打合せ等が重要であることについて、担当者による事務打合せ等において確認したほか、執行官向けの執務資料でも更なる周知を図った。また、専門家の関与についての実情調査を引き続き行い、運用状況を把握した上、その結果を全国の裁判所に周知した。</p> <p>執行官に対する研修も引き続き実施する予定である。</p>
<p>2 執行裁判所や執行官の責務として、当該強制執行が子の心身に有害な影響を及ぼさないように配慮する義務規定を設けた趣旨を踏まえ、子の引渡しを実現するに当たり、執行補助者として児童心理学の専門家等を積極的に活用できるようにするため、当該専門家等の確保の方策を講じるよう努めること。</p>	一部措置済み (令和元年度、令和2年度、令和3年度)	<p>これまで日本臨床心理士会、日本臨床発達心理士会及び家庭問題情報センター（F P I C）から子の引渡しに関与することができる者の名簿の提出を受け、これを各地方裁判所に提供してきたところ、標記法律の公布を受け、最高裁事務総局において各専門家団体を訪問し、会員に対する当該法律の趣旨の周知、更なる名簿の充実や、執行現場が遠方である場合の関与について依頼した。また、F P I C及び日本臨床心理士会が、会員向けに、子の引渡しの強制執行の手引を作成するに当たり、制度に関する必要な情報提供を行った。</p>
<p>3 執行官に女性がいない現状を踏まえ、女性の登用の在り方などを検討するとともに、執行補助機関である執行官の負担が増大することを考慮し、執行官の適正な職務の環境整備や個々の執行官の質の更なる向上を図るための研修の充実など執行官制度の基盤の更なる整備を行うよう努めること。</p>	一部措置済み (令和元年度、令和2年度、令和3年度)	<p>執行官採用選考の受験案内文書のほか、ウェブサイト上の試験案内の記事、外部団体への受験案内文書送付時のメール等において、執行官採用選考は男女不問で実施する旨を明記して広報した結果、女性の受験者数について増加傾向が見られる。</p> <p>また、経済情勢の変動、近年の執行官の事務の困難性や負</p>

		担の増大を考慮し、執行官の手数料及び費用に関する規則の一部を改正し、手数料の増額や個別加算の仕組みを設けた。執行官の研修については、上記1記載のとおり。	
四 差押禁止債権の範囲変更の制度に関し、債務者の財産開示制度の見直しにより、債権者の地位の強化が図られることに鑑み、以下の事項について留意すること。	1 差押禁止債権の範囲変更の制度をより適切に運用することができるよう、裁判所書記官の教示に当たってはその手続を分かりやすく案内するとともに専門家による支援を容易に得られるようにするなど、債務者に当該制度が周知されていない現状を改め、債務者に配慮した手続の整備に努めること。また、これらについて、本法施行後における運用状況を勘案し、必要に応じて更なる改善を図るよう努めること。	一部措置済み (令和元年度、令和2年度、令和3年度)	標記法律の公布を受け、民事執行規則等の一部を改正する規則を制定し、手続教示は書面で行い、当該書面には範囲変更の申立てに係る手続の内容を記載する旨の規定を設けた。その上で、最高裁事務総局において、差押手続の概要（差押命令の効力等）、範囲変更の申立てをする裁判所、申立てをすべき時期、申立ての方法（申立てと併せて提出する資料等）、認容された場合の効果、裁判所又は弁護士に問合せができる旨等を記載した手続教示書面案を作成し、全国の地方裁判所で活用できるようにしており、その利用状況とともに、各庁の取組みについても調査し、その結果を全国の裁判所に周知した。

※ 太枠の中を記入してください。

※ 処理済みの欄には、措置済み、一部措置済み、検討中、未着手の中から、調査時点における状況を選択して記入してください。

措置済み、一部措置済みの場合は、措置をした年も記載してください。

※ 他府省所管事項の場合は、所管府省を速やかにご連絡ください。

## 刑事補償(拘禁補償)決定報告事例(令和4年度確定分)

	裁判所名	事件名	補償決定日	補償決定確定日	補償額
1	佐賀地裁	窃盗	R3.12.24	R4.1.5	2,560,000
2	東京地裁	監禁致傷、強盗傷人(変更後の訴因 逮捕監禁致傷帮助、強盗傷人帮助)	R3.12.24	R4.1.5	5,950,000
3	東京地裁	恐喝	R3.12.27	R4.1.5	1,326,800
4	那覇地裁	暴行	R4.1.6	R4.1.13	1,712,500
5	横浜地裁	傷害	R4.1.6	R4.1.15	2,170,000
6	青森地裁	青森県青少年健全育成条例違反	R3.12.23	R4.1.18	2,500,000
7	横浜地裁	暴行	R4.1.12	R4.1.18	656,000
8	福岡地裁	死体遺棄	R4.1.7	R4.1.18	1,975,000
9	東京高裁	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反	R4.1.14	R4.1.22	5,825,000
10	東京地裁	過失運転致死	R4.1.20	R4.1.25	325,000
11	名古屋地裁	危険運転致死傷、道路交通法違反(訴因変更による予備的訴因 過失運転致傷)	R4.1.14	R4.1.28	1,287,500
12	東京地裁	詐欺	R4.1.24	R4.2.5	1,330,000
13	京都地裁	建造物侵入、窃盗	R4.1.31	R4.2.5	3,850,000
14	東京地裁立川支部	麻薬及び向精神薬取締法違反	R4.2.7	R4.2.15	174,000
15	大阪地裁	大麻取締法違反	R4.2.7	R4.2.15	630,000
16	大阪地裁堺支部	強制わいせつ	R4.2.9	R4.2.15	10,000
17	福岡高裁	道路交通法違反	R4.2.14	R4.2.22	1,337,500
18	岡山地裁	死体遺棄	R4.2.25	R4.3.2	217,500
19	東京高裁	覚せい剤取締法違反、関税法違反	R4.2.28	R4.3.8	7,910,000
20	大阪地裁	業務上横領	R4.3.7	R4.3.15	3,100,000
21	名古屋高裁	覚醒剤取締法違反、関税法違反	R4.3.8	R4.3.15	7,000,000
22	千葉地裁	覚せい剤取締法違反	R4.3.18	R4.3.23	1,215,000
23	名古屋地裁岡崎支部	強制執行妨害目的財産損壊等、非現住建造物等放火	R4.3.23	R4.4.1	2,504,000
24	名古屋地裁岡崎支部	強制執行妨害目的財産損壊等、非現住建造物等放火	R4.3.23	R4.4.2	3,042,000
25	大阪高裁	傷害	R4.3.30	R4.4.5	350,000
26	東京地裁	ストーカー行為等の規制等に関する法律違反	R4.3.30	R4.4.5	549,000
27	さいたま地裁	詐欺未遂、詐欺	R4.3.28	R4.4.5	3,300,000

	裁判所名	事件名	補償決定日	補償決定確定日	補償額
28	さいたま地裁	詐欺未遂、詐欺	R4.3.28	R4.4.5	3,330,000
29	さいたま地裁	詐欺未遂、詐欺	R4.3.28	R4.4.5	3,230,000
30	大阪地裁	公然わいせつ	R4.3.25	R4.4.5	2,250,000
31	東京地裁	電子計算機使用詐欺、詐欺(変更後の訴因 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反)、窃盗	R4.3.31	R4.4.6	780,000
32	さいたま地裁	詐欺未遂、詐欺	R4.3.28	R4.4.8	3,240,000
33	大阪地裁	覚醒剤取締法違反	R4.3.31	R4.4.8	1,540,000
34	大阪地裁	麻薬及び向精神薬取締法違反、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律違反	R4.3.31	R4.4.9	6,372,000
35	さいたま地裁	詐欺未遂、詐欺	R4.3.28	R4.4.12	3,960,000
36	大阪地裁	覚醒剤取締法違反	R4.4.6	R4.4.12	2,262,500
37	さいたま地裁	詐欺未遂、詐欺	R4.3.28	R4.4.20	3,330,000
38	さいたま地裁	詐欺未遂、詐欺	R4.3.28	R4.4.26	3,480,000
39	東京地裁	詐欺未遂、詐欺	R4.4.27	R4.5.3	2,250,000
40	名古屋地裁	器物損壊	R4.4.28	R4.5.10	6,662,500
41	大阪地裁	覚醒剤取締法違反、大麻取締法違反、麻薬及び向精神薬取締法違反	R4.4.28	R4.5.10	3,275,000
42	東京地裁	出入国管理及び難民認定法違反	R4.6.16	R4.6.23	1,270,000
43	高松地裁丸亀支部	傷害	R4.6.20	R4.6.29	287,500
44	大阪地裁	過失運転致死	R4.6.28	R4.7.5	25,000
45	広島地裁	殺人	R4.7.4	R4.7.12	7,525,000
46	福岡地裁飯塚支部	窃盗	R4.7.11	R4.7.20	562,500
47	岐阜地裁	傷害	R4.7.20	R4.7.26	1,950,000
48	仙台高裁	覚醒剤取締法違反、関税法違反	R4.8.9	R4.8.16	11,525,000
49	神戸地裁	準強制性交等、強制性交等	R4.8.9	R4.8.19	1,487,500
50	奈良地裁	窃盗	R4.8.4	R4.8.23	1,780,000
51	福岡地裁	覚醒剤取締法違反	R4.8.31	R4.9.6	2,662,500
52	青森地裁	現住建造物等放火	R4.9.1	R4.9.9	6,737,500
53	広島高裁	暴行	R4.9.1	R4.9.10	887,500
54	大阪高裁	出入国管理及び難民認定法違反	R4.9.5	R4.9.13	4,370,000
55	東京高裁	名誉毀損	R4.9.1	R4.9.13	2,512,500

	裁判所名	事件名	補償決定日	補償決定確定日	補償額
56	仙台地裁	詐欺	R4.9.5	R4.9.13	8,037,500
57	広島高裁	殺人未遂	R4.9.14	R4.9.21	2,512,500
58	名古屋地裁岡崎支部	暴行	R4.9.22	R4.10.4	1,800,000
59	大阪地裁	不正競争防止法違反	R4.9.30	R4.10.12	730,000
60	神戸地裁姫路支部	詐欺(予備的訴因 詐欺幇助)	R4.9.22	R4.10.13	300,000
61	大阪地裁	傷害致死	R4.10.11	R4.10.18	350,000
62	東京地裁	詐欺	R4.10.21	R4.10.25	4,075,000
63	大阪地裁堺支部	覚醒剤取締法違反	R4.10.19	R4.10.25	875,000
64	大阪地裁	詐欺	R4.10.21	R4.11.1	5,550,000
65	大阪地裁	有印私文書偽造・同行使	R4.11.1	R4.11.8	262,500
66	福岡高裁	住居侵入	R4.11.28	R4.12.6	3,984,000
67	福岡高裁	常習累犯窃盜	R4.11.28	R4.12.13	3,328,000
68	仙台高裁秋田支部	特定商取引に関する法律違反	R4.12.6	R4.12.13	287,500
69	東京地裁	覚せい剤取締法違反	R4.12.5	R4.12.13	1,300,000
70	前橋地裁	覚せい剤取締法違反	R4.12.13	R4.12.20	1,071,000
71	大阪地裁	傷害	R4.12.20	R4.12.27	2,290,000
72	大阪地裁	関税法違反、消費税法違反、地方税法違反	R4.12.21	R4.12.27	1,000,000

※ 令和4年1月1日から令和4年12月31日までに刑事補償決定が確定したもの。ただし、不服申立てがあり、原審で確定しなかったものを除く。

## 少年補償事件決定報告事例（令和4年確定分）

番号	裁判所名	非行なしとなった保護事件	補償決定日	補償額（円）
1	甲府家裁	詐欺	令和4年3月11日	0
2	横浜家裁小田原支部	詐欺、窃盗	令和4年3月24日	315,000
3	大阪家裁	強制わいせつ	令和4年3月31日	0
4	東京家裁	詐欺	令和4年5月6日	330,000
5	大阪家裁堺支部	強制わいせつ	令和4年5月20日	0
6	さいたま家裁	詐欺	令和4年7月6日	24,000
7	奈良家裁葛城支部	器物損壊	令和4年7月25日	0
8	奈良家裁葛城支部	傷害	令和4年8月31日	468,000
9	奈良家裁葛城支部	過失運転致死	令和4年8月31日	0
10	大阪家裁	大阪府青少年健全育成条例	令和4年10月14日	264,000
11	岡山家裁	盗品等保管	令和4年10月17日	100,000
12	さいたま家裁	埼玉県青少年健全育成条例	令和4年11月16日	0

（注）この一覧表は、令和4年1月1日から令和4年12月末日までに確定した少年補償事件につき、令和5年2月6日までの報告に基づいて作成したものである。

## 電算機処理に係る裁判事務及び司法行政事務の概要、ネットワーク化の進展状況と関連予算

### 1 裁判事務

裁判事務における主要な電算機処理システムの概要は、以下のとおりであり、これらの令和5年度の予算総額は、約4,078百万円となっている。

#### (1) 裁判事務処理システム

民事及び刑事裁判手続並びに家事手続全般についてシステム化し、事件情報の共有による事務処理及び事件進行管理の合理化や効率化を図るものである。旧裁判事務処理システムは、民事事件を対象とする部分については平成12年度から、刑事事件を対象とする部分については平成13年度から順次、地方裁判所に導入してきたが、平成17年度から、システムの構造や外部システムとの連携の在り方について、抜本的に見直した上で新システムの開発を行った。民事事件を対象とする部分については、平成19年度にシステム試験等を経て運用を開始し、平成26年度から平成27年度にかけて家事事件についても利用できるよう改修及び導入展開を行い、現在は高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所全庁において運用中である。他方、刑事事件を対象とする部分については、平成22年度にシステム試験等を経て運用を開始し、現在は地方裁判所全庁において運用中である。

#### (2) 民事執行事件処理システム

不動産等執行事件の各種データをシステム上で管理することにより、事件検索、物件検索、進行管理、各種帳票作成等を行い、不動産等執行事件の事務処理全般について、効率化、迅速化を図るものである。旧システムは平成14年度から全国で導入、運用していたが、セキュリティ強化や職員負担の軽減を図るため、センターサーバ方式の新システムを平成25年度から平成26年度にかけて開発した。新システムへの移行は平成27年度から順次行われ、平成28年度に完了し、現在全国で運用中である。

#### (3) 裁判員候補者名簿管理システム

全国60か所の裁判員裁判取扱庁で利用することを目的として開発したシステムで、裁判員候補者名簿を調製、管理したり、裁判員をくじで選任するなど、裁判員等の選任手続管理業務を効率的に処理するための機能が実装されている。平成21年1月から本格稼動した。

#### (4) 裁判統計データ処理システム

下級裁判所における統計報告から最高裁判所におけるデータの集約・管理等の統計業務全般をシステム化することで国民への正確な統計データの迅速かつ円滑な提供を図るものである。

#### (5) 裁判事務支援システム

少年事件、簡易裁判所の民事事件、督促事件並びに高等裁判所及び簡易裁判所の刑事事件の各種データをセキュリティの確保されたシステム上で管理し、事件検索、当事者検索、期日検索等の機能を共通して利用することにより、これら事件の事務処理全般について効率化、迅速化を図るものである。少年事件に相当する部分については平成30年度に開発を、翌令和元年度に導入を完了し、簡易裁判所の民事事件及び督促事件、高

等裁判所及び簡易裁判所の刑事事件に相当する部分については令和元年度に開発を、翌令和2年度から令和3年度にかけて導入を完了し、いずれも全国で運用中である。

#### (6) 裁判手続のデジタル化

##### ア 民事訴訟手続のデジタル化

内閣官房に設置された「裁判手続等のIT化検討会」の平成30年3月30日付け報告書の内容等も踏まえて、民事訴訟手続のデジタル化の取組を進めており、令和2年2月から順次、民間のクラウドサービスを利用して、ウェブ会議等のツールを活用した争点整理の運用を進め、令和4年11月までに全国の全ての高等裁判所及び地方裁判所（いずれも本庁及び支部を含む。）で同運用を開始した。また、民事訴訟法132条の10等に基づき、準備書面、書証の写し等の裁判書類の電子提出を可能にするためのシステム（民事裁判書類電子提出システム）を開発し、関連する最高裁判所規則を制定した。同システムについては、現在、知的財産高等裁判所及び地方裁判所本庁10庁で運用を開始しており、令和5年6月頃には全ての地方裁判所本庁に、同年9月頃には全ての高等裁判所本庁及び支部に、同年11月頃には全ての地方裁判所支部に運用を拡大する予定である。

なお、民事訴訟手続のデジタル化に向けたシステム面の検討については、民事訴訟手続の全面デジタル化を実現するためのシステムの全体構想の検討を進めているところ、この全面デジタル化実現に向けた環境整備を段階的に進めていくために、令和4年4月から、法改正を経ることなく実現可能な裁判所職員向けのe事件管理システムの開発（第1次開発）を行っているところである。また、令和4年5月に成立した民事訴訟法等の一部を改正する法律による民事訴訟法の改正に対応するため、民事訴訟手続全体のデジタル化（電子提出の一般化や電子記録の閲覧、裁判所による電子記録の管理等）に向けた開発（第2次開発）を開始したところである。第2次開発については、現在、要件定義作業を進めているところであり、開発作業は、令和5年4月から本格化する予定である。

##### イ 刑事手続のデジタル化

令和3年3月に法務省に立ち上げられた「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」において、刑事手続について情報通信技術を活用する方策に関する検討が進められ、令和4年3月、その検討結果が取りまとめられた。また、同年6月7日に閣議決定された「規制改革実施計画」においては、政府において、上記検討会の取りまとめ報告書を踏まえ、速やかに法制審議会に諮問し、令和5年度に必要な法案を国会に提出することを視野に入れて、法制化に向けた具体的な検討を速やかに進めるとともに、刑事手続におけるデジタル技術の活用のために必要不可欠となるシステム構築を含めたデジタル基盤の整備に向けた取組を推進し、令和8年度中に、新たなシステムを利用した活用施策を一部開始することを目指すこととされた。そして、令和4年6月27日、法制審議会に、情報通信技術の進展等に対応するための刑事法の整備に関する諮問がされ、現在、法制審議会刑事法（情報通信技術関係）部会において調査審議が進められている。

こうした政府における検討のスピード感に対応するため、最高裁判所においても、刑事手続における書類の電子データ化、電子データ発受のオンライン化、手続に応じた非対面・遠隔化の活用による刑事手続のデジタル化に向けた検討を進めている。

#### ウ 民事非訟事件手続・家事事件手続等のデジタル化

民事非訟手続、家事事件手続等のデジタル化のうち、ウェブ会議ツールの活用については、地方裁判所本庁 50 庁及び支部 5 庁（労働審判事件を管轄する裁判所全て）において、労働審判手続における運用を、家庭裁判所本庁 23 庁において、家事調停手続における運用を既に開始している。令和 4 年 5 月に、民事訴訟法等の一部を改正する法律が成立し、ウェブ会議等を用いた離婚等の調停又は和解の成立や口頭弁論の実施を可能とする規律が導入されたことも踏まえて、全ての家庭裁判所で、家事調停及び人事訴訟の各手続での運用を開始する方向で検討している。

また、各手続におけるオンライン提出、事件記録の電子化等については、令和 5 年 2 月に、法制審議会から法務省に対し、「民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する要綱」が答申された。同答申を踏まえた改正法案は、今通常国会に提出される見込みであるが、同法案が成立した場合には、令和 5 年度中に要件定義の作業に入る予定している。

なお、民事非訟手続、家事事件手続等に用いるシステムについては、民事訴訟手続で用いるシステム（第 2 次開発）をベースに開発する方向で検討している。

### 2 司法行政事務等

司法行政事務等における主要な電算機処理システムの概要は、以下のとおりであり、これらの令和 5 年度の予算総額は、約 4 百万円となっている。

#### ・ 檢察審査員候補者名簿管理システム

検察審査員候補者の各種データをシステム上で管理することにより、名簿管理、資格審査、選定、各種帳票作成等、検察審査員等の選定事務処理について効率化、迅速化するものであり、平成 20 年度に全国の地方裁判所本庁所在地の検察審査会事務局（複数あるときは第一）及び裁判員裁判取扱支部所在地の検察審査会事務局に導入し、運用中である。

### 3 ネットワーク化

ネットワーク化の進展状況は、以下のとおりであり、令和 5 年度の予算総額は、約 6,441 百万円となっている。

#### (1) 司法情報通信システム

全国に組織機構を展開する裁判所において、各種裁判情報の共有、司法行政事務の効率化を図るための裁判所間の情報通信ネットワーク基盤である。裁判所内に LAN を構築するとともに、全国の裁判所に設置した通信端末を通信回線により接続し、電子メールの利用や最高裁判所の各種データベースへのアクセスを可能とするほか、保管金事務処理システム等の電算機処理システムの通信基盤となっている。

#### (2) 外部通信ネットワーク

裁判所の情報システムが保有する情報には、高度な秘匿性が求められるものが含まれており、その情報が漏えいするといったセキュリティ上のリスクを回避するため、裁判

所が保有する重要な情報を取り扱うネットワークとインターネットを閲覧できる環境とを論理的に分離する目的で、インターネットセキュリティサービスを利用している。

(3) 最高裁判所汎用受付等システム

財務省会計センターの歳入金電子納付システム（以下「R E P S」という。）との連携基盤として機能しているシステムであるが、裁判所の督促手続オンラインシステムや保管金事務処理システムとR E P Sとの電子納付情報等のやり取りを中継し、督促手続オンラインシステムを利用した申立てに係る手数料等の電子納付や裁判所における保管金の電子納付を実現している。

(4) 保管金事務処理システム

R E P S等と連携して、裁判所が取り扱う保管金の電子処理を可能にするシステムである。事件当事者等の利便性の大幅な向上と、事務処理の迅速化及び効率化を図るものであり、これまでに全ての裁判所に導入し、運用を行っている。

(5) 督促手続オンラインシステム

簡易裁判所に対し書面で申し立てられている支払督促事件のうち、定型的な処理が可能なものについてインターネットを利用した申立てを可能とし、手続全体をオンライン化し、申立人の利用の便を図るとともに、裁判所の業務を集中的に処理するシステムである。平成18年度から本格稼動を開始し、平成22年11月に全国での利用が可能となった。

## 年度別裁判員制度関連予算とその内訳及び執行額とその内訳

予算額とその内訳 (単位:百万円)

※ いずれも当初予算額

## 1 裁判員等の日当・旅費

H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
1,695	1,037	806	772	745	668	665	680	643	639	639

## 2 その他裁判員制度施行準備・運営経費

H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
1,537	1,033	871	1,033	938	932	1,049	1,004	1,190	947	876

(主な経費)

H25	広報経費	51
	インターネット関連広報経費	36
	広報用ツール経費	14
	各種説明会等経費	1
	コールセンター業務委託費	67
	裁判員候補者通知発送委託費	74
	アンケート等退任手続検証経費	26
	裁判員候補者名簿管理システム整備経費	153
	裁判員量刑検索データ整備経費	26
	音声認識システム整備経費	312
	法廷等IT機器整備等経費	307
	裁判員メンタルヘルス対策相談委託	9
H26	広報経費	29
	インターネット関連広報経費	18
	広報用ツール経費	11
	各種説明会等経費	1
	コールセンター業務委託費	47
	裁判員候補者通知発送委託費	58
	アンケート等退任手続検証経費	17
	裁判員候補者名簿管理システム整備経費	141
	裁判員量刑検索データ整備経費	19
	音声認識システム整備経費	159
	法廷等IT機器整備等経費	223
	裁判員メンタルヘルス対策相談委託	8
H27	広報経費	23
	インターネット関連広報経費	14
	広報用ツール経費	9
	各種説明会等経費	1
	コールセンター業務委託費	40
	裁判員候補者通知発送委託費	51
	アンケート等退任手続検証経費	10
	裁判員候補者名簿管理システム整備経費	140
	裁判員量刑検索データ整備経費	18
	音声認識システム整備経費	110
	法廷等IT機器整備等経費	218
	裁判員メンタルヘルス対策相談委託	4
H28	広報経費	22
	インターネット関連広報経費	14
	広報用ツール経費	7
	各種説明会等経費	1
	コールセンター業務委託費	39
	裁判員候補者通知発送委託費	41
	アンケート等退任手続検証経費	8
	裁判員候補者名簿管理システム整備経費	357
	裁判員量刑検索データ整備経費	16
	音声認識システム整備経費	102
	法廷等IT機器整備等経費	209
	裁判員メンタルヘルス対策相談委託	4
H29	広報経費	22
	インターネット関連広報経費	14
	広報用ツール経費	7
	各種説明会等経費	1
	コールセンター業務委託費	41
	裁判員候補者通知発送委託費	38
	アンケート等退任手続検証経費	8
	裁判員候補者名簿管理システム整備経費	162
	裁判員量刑検索データ整備経費	142
	音声認識システム整備経費	102
	法廷等IT機器整備等経費	209
	裁判員メンタルヘルス対策相談委託	4
H30	広報経費	20
	インターネット関連広報経費	14
	広報用ツール経費	5
	各種説明会等経費	1
	コールセンター業務委託費	26
	裁判員候補者通知発送委託費	38
	アンケート等退任手続検証経費	5
	裁判員候補者名簿管理システム整備経費	157
	裁判員量刑検索データ整備経費	42
	音声認識システム整備経費	240
	法廷等IT機器整備等経費	187
	裁判員メンタルヘルス対策相談委託	4

R1	広報経費	69
	インターネット関連広報経費	54
	広報用ツール経費	5
	各種説明会等経費	10
	コールセンター業務委託費	26
	裁判員候補者通知発送委託費	39
	アンケート等退任手続検証経費	5
	裁判員候補者名簿管理システム整備経費	174
	裁判員負担刑検索データ整備経費	11
	音声認識システム整備経費	230
	法廷等IT機器整備等経費	266
	裁判員メンタルヘルス対策相談委託	2
R2	広報経費	17
	インターネット関連広報経費	7
	広報用ツール経費	5
	各種説明会等経費	6
	コールセンター業務委託費	25
	裁判員候補者通知発送委託費	48
	アンケート等退任手続検証経費	5
	裁判員候補者名簿管理システム整備経費	277
	裁判員負担刑検索データ整備経費	28
	音声認識システム整備経費	91
	法廷等IT機器整備等経費	291
	裁判員メンタルヘルス対策相談委託	2
R3	広報経費	15
	インターネット関連広報経費	7
	広報用ツール経費	3
	各種説明会等経費	6
	コールセンター業務委託費	21
	裁判員候補者通知発送委託費	60
	アンケート等退任手続検証経費	5
	裁判員候補者名簿管理システム整備経費	448
	裁判員負担刑検索データ整備経費	37
	音声認識システム整備経費	92
	法廷等IT機器整備等経費	296
	裁判員メンタルヘルス対策相談委託	2
R4	広報経費	11
	インターネット関連広報経費	7
	広報用ツール経費	1
	各種説明会等経費	3
	コールセンター業務委託費	21
	裁判員候補者通知発送委託費	52
	アンケート等退任手続検証経費	5
	裁判員候補者名簿管理システム整備経費	248
	裁判員負担刑検索データ整備経費	14
	音声認識システム整備経費	92
	法廷等IT機器整備等経費	296
	裁判員メンタルヘルス対策相談委託	2
R5	広報経費	11
	インターネット関連広報経費	7
	広報用ツール経費	0
	各種説明会等経費	3
	コールセンター業務委託費	21
	裁判員候補者通知発送委託費	52
	アンケート等退任手続検証経費	4
	裁判員候補者名簿管理システム整備経費	207
	裁判員負担刑検索データ整備経費	13
	音声認識システム整備経費	92
	法廷等IT機器整備等経費	296
	裁判員メンタルヘルス対策相談委託	2

年度別裁判員制度関連予算とその内訳及び執行額とその内訳

執行額とその内訳 (単位:百万円)

※ 他の経費と合わせて執行しているため支出額の算出が困難なものを除く

1 裁判員等日当旅費

H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
744	697	707	630	625	635	562	585	582

2 その他裁判員制度施行準備・運営経費

(主な経費)

H25	広報経費	43
	インターネット関連広報経費	36
	広報用ツール経費	7
	各種説明会等経費	1
	コールセンター業務委託費	21
	裁判員候補者通知発送委託費	24
	アンケート等選任手続検証経費	5
	裁判員候補者名簿管理システム整備経費	122
	裁判員登刑検索データ整備経費	9
	音声認識システム整備経費	307
	法廷等IT機器整備等経費	195
	裁判員メンタルヘルス対策相談委託	1
H26	広報経費	28
	インターネット関連広報経費	21
	広報用ツール経費	7
	各種説明会等経費	1
	コールセンター業務委託費	25
	裁判員候補者通知発送委託費	24
	アンケート等選任手続検証経費	4
	裁判員候補者名簿管理システム整備経費	120
	裁判員登刑検索データ整備経費	13
	音声認識システム整備経費	142
	法廷等IT機器整備等経費	223
	裁判員メンタルヘルス対策相談委託	1
H27	広報経費	23
	インターネット関連広報経費	14
	広報用ツール経費	8
	各種説明会等経費	1
	コールセンター業務委託費	23
	裁判員候補者通知発送委託費	25
	アンケート等選任手続検証経費	5
	裁判員候補者名簿管理システム整備経費	131
	裁判員登刑検索データ整備経費	12
	音声認識システム整備経費	110
	法廷等IT機器整備等経費	215
	裁判員メンタルヘルス対策相談委託	1
H28	広報経費	20
	インターネット関連広報経費	14
	広報用ツール経費	5
	各種説明会等経費	1
	コールセンター業務委託費	23
	裁判員候補者通知発送委託費	33
	アンケート等選任手続検証経費	5
	裁判員候補者名簿管理システム整備経費	354
	裁判員登刑検索データ整備経費	13
	音声認識システム整備経費	102
	法廷等IT機器整備等経費	212
	裁判員メンタルヘルス対策相談委託	1
H29	広報経費	19
	インターネット関連広報経費	14
	広報用ツール経費	4
	各種説明会等経費	1
	コールセンター業務委託費	20
	裁判員候補者通知発送委託費	34
	アンケート等選任手続検証経費	5
	裁判員候補者名簿管理システム整備経費	167
	裁判員登刑検索データ整備経費	82
	音声認識システム整備経費	102
	法廷等IT機器整備等経費	209
	裁判員メンタルヘルス対策相談委託	1
H30	広報経費	20
	インターネット関連広報経費	14
	広報用ツール経費	5
	各種説明会等経費	1
	コールセンター業務委託費	19
	裁判員候補者通知発送委託費	48
	アンケート等選任手続検証経費	5
	裁判員候補者名簿管理システム整備経費	161
	裁判員登刑検索データ整備経費	29
	音声認識システム整備経費	246
	法廷等IT機器整備等経費	179
	裁判員メンタルヘルス対策相談委託	1

R1	
広報経費	47
インターネット閲込広報経費	40
広報用ツール経費	4
各種説明会等経費	3
コールセンター業務委託費	16
裁判員候補者通知発送委託費	52
アンケート等選任手続検証経費	4
裁判員候補者名簿管理システム整備経費	181
裁判員量刑検索データ整備経費	9
音声認識システム整備経費	166
法廷等IT機器整備等経費	142
裁判員メンタルヘルス対策相談委託	1
R2	
広報経費	14
インターネット閲込広報経費	7
広報用ツール経費	3
各種説明会等経費	3
コールセンター業務委託費	16
裁判員候補者通知発送委託費	45
アンケート等選任手続検証経費	4
裁判員候補者名簿管理システム整備経費	278
裁判員量刑検索データ整備経費	13
音声認識システム整備経費	92
法廷等IT機器整備等経費	296
裁判員メンタルヘルス対策相談委託	1
R3	
広報経費	9
インターネット閲込広報経費	7
広報用ツール経費	1
各種説明会等経費	2
コールセンター業務委託費	17
裁判員候補者通知発送委託費	39
アンケート等選任手続検証経費	4
裁判員候補者名簿管理システム整備経費	319
裁判員量刑検索データ整備経費	35
音声認識システム整備経費	82
法廷等IT機器整備等経費	296
裁判員メンタルヘルス対策相談委託	1

101. 参議院法務委員会で議決された決議（附帯決議を含む）の昨年1年間における対処状況について（令和5年1月調査）

○民事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和4年5月17日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 本法施行後において、訴訟手続の電子化が速やかに行われ、適切な裁判が実施されるよう環境整備及び事務負担の軽減に努めること。	一部措置済み（令和4年度）	<p>裁判所においては、現行法下においても可能な取組み（フェーズ1）として、ウェブ会議等のITツールを活用した争点整理手続の運用を実施したり、電子提出の先行実施として、一部の府で、民事裁判書類電子提出システム（通称「mints（ミンツ）」）の運用を開始し、その運用府を拡大したりしている。</p> <p>また、ウェブ会議を用いた口頭弁論の実施（フェーズ2）に向けて、法廷へのディスプレイ等の機器の導入も行う予定である。</p> <p>このような取組を通じて、電子化に向けた環境整備を進めている。</p>
二 訴訟手続の電子化を円滑に進めることが利用者の利益になるという観点から、施行後五年を経過した場合における検討に当たっては、改正法の施行状況や施行後の情報通信技術の進展等の社会経済情勢を踏まえつつ、電子情報処理組織による申立て等の利用を拡大・促進するための方策について検討すること。		
三 訴訟代理人に委任しない者が電子情報処理組織による申立て等を容易に利用できるよう、関係機関及び日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等と連携し、必要に応じて弁護士・司法書士等による支援を受けられる環境整備に努めること。		
四 訴訟手続は国民の権利関係の得喪に深くかかわり、その電子化は重大な事柄であるから、制度の円滑な施行を実現し、その利用を促進するため、関係機関及び日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等と連携して、制度の周知を十分に図ること。		
五 裁判所の電子情報処理組織を構築するに当たっては、サイバー攻撃などで訴訟記	検討中	裁判所の電子情報処理組織について、適切なセキュリティ水準を確保するという観点からは、例えば、ユーザの認証におい

<p>録が流出して訴訟関係者のプライバシー侵害が起こらないよう、適切なセキュリティ水準を確保するとともに、訴訟代理人に委任しない者が電子情報処理組織による申立てを容易に利用できるよう、日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等の意見を聞き、利便性を高めるよう努めること。</p>	<p>てＩＤ及びパスワードに加え、多要素認証の措置を講じること、システムの入り口（ログイン）及び操作（アクセス）に関する証跡（ログ）を監視・記録すること、ファイアウォールや不正アクセスの自動検知・遮断機能を導入することなどの適切な措置を講じる予定である。</p> <p>また、誰でもオンラインによる申立てを容易に利用できるものとするという観点からは、例えば、画面レイアウトを工夫するほか、オンラインのみでアカウント取得を完結することができる仕組みや、フォーマットを利用した入力方式を導入するなどして利便性を高めることなどを検討している。</p>
<p>六 訴訟記録を電子化するに当たり、事件記録の保存期間を広げるとともに、判決書については、国民が調査や分析しやすいものとなるよう努めること。</p>	<p>検討中</p> <p>裁判所としては、電子化された記録の特性等を踏まえ、電子化に伴う記録の保存期間の在り方について検討を進めているところである。また、民事事件の判決書の利活用に関しては、法務省において設置された民事判決情報のデータベース化を実現する方策に関する検討会に最高裁も構成員として参加し、必要な協力をしているところである。</p>
<p>七 ウェブ会議の方法による証人尋問等については、心証形成が法廷で対面して行われるものとは異なる場合もあることを踏まえ、裁判所における相当性の判断が適切に行われるよう法制度の趣旨について周知すること。</p>	<p>検討中</p>
<p>八 口頭弁論等における当事者等のウェブ会議による参加については、当事者や証人へのなりすましを防止すること及び第三者からの不当な影響を排除すること並びにウェブ会議の録音・録画を防止することを確保できるよう努めること。</p>	<p>一部措置済み（令和4年度）</p> <p>民事訴訟規則等の一部を改正する規則を制定し、当事者がウェブ会議等の方法により口頭弁論等の手続に参加する際には、裁判所は、通話者の所在する場所の状況がウェブ会議等によって手続を実施するために適切なものであることを確認しなければならない旨の規定を新設するなどした。</p>
<p>九 訴えの提起の手数料の在り方について、本法施行後における裁判手続の事務処理の実態等のほか、訴える側の資力により適正な訴額の請求を断念せざるを得ない状況があるとの指摘や、手数料の低額化及びその算出を簡明なものとする定額化を検討すべきとの指摘も踏まえつつ、関係団体の意見聴取にも努めるなどしながら、負担の公平の見地から、必要な検討を行うこと。</p>	<p>検討中</p>
<p>十 訴訟手続の電子化を速やかに実現させるため、裁判所の必要な人的態勢の整備及び予算の確保に努めること。</p>	<p>検討中</p> <p>裁判所としては、訴訟手続の電子化に向けて検討を進めているところであり、引き続き必要な人的態勢の整備及び予算</p>

		の確保に努めてまいりたい。
十一 民事訴訟手続を利用する障害者に対する手続上の配慮の在り方について、本法施行後の制度の運用状況及び障害者の意見も踏まえて、障害者のアクセスの向上に資する法整備の要否も含めて検討し、必要な措置を講じること。	検討中	法務省、最高裁判所及び日本弁護士連合会で構成される民事司法の在り方に関する法曹三者連絡協議会の分科会である「障害者の民事司法へのアクセス拡充に関するワーキンググループ」において、民事裁判手続のIT化等の動向も踏まえつつ、現行制度における課題・対応策の検討を進めているところである。
十二 附則第百二十六条の規定による検討については、改正法の施行状況や施行後の情報通信技術の進展等を踏まえて、適時に行うこと。		

○民法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和4年12月8日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 嫡出の推定が及ぶ範囲の見直し及びこれに伴う女性に係る再婚禁止期間の廃止など本法による改正内容について十分な周知に努めること。特に、本法の施行の日前に生まれた子に適用される子及び母の否認権の行使については本法の施行の日から一年間に限り認められていることに鑑み、対象となる無戸籍者等に対する周知が遺漏なく行われるよう努めること。		
二 本改正が無戸籍者対策として行われることに伴い、無戸籍者が司法手続を利用しやすくするための支援や、行政サービスを受けられるよう、関係機関が綿密な連携に努めること。		
三 母や子が父を相手に否認権を行使するに当たり、DVや児童虐待等がある場合があることを踏まえ、相手方と対面することなく、また、相手方に住所等を知られることなく手続を行うことができる措置を講じるなどの柔軟な運用について周知すること。	検討中	これまでも、DV等の事案については、各家庭裁判所において、当事者が裁判所で接触することができないように様々な配慮をしてきたところであるが、改正法及び附帯決議の趣旨を踏まえ、今後とも当事者に対する教示が遺漏なく行われるよう改めて注意喚起することなどを検討中である。また、住所等の相手方に知られると支障を生ずる情報については、これまでも、手続案内時等において、当該情報を相手方に開示しないことを希望する申出ができるなどを教示するなどして適切に対応してきたところであるが、令和5年2月20日に施行される当事者秘匿制度の説明について裁判所ウェブサイトに掲載することなどを検討中である。
四 本法施行後も、本改正が無戸籍者問題の解消に資するものとなっているかを継続して検証し、必要に応じて、嫡出推定制度等について更なる検討を行うこと。		
五 国籍法第三条の改正により、国籍取得後に事実に反する認知が明らかとなった場合には、認知の無効を争うことができなくなった後であっても当該認知された子の国籍取得が当初から無効であったこととなり日本国籍が認められなくなることを踏まえ、無国籍者の発生防止・削減の観点や日本人として生活していた実態等を十分に勘案して、当該子の法的地位を速やかに安定させるよう、帰化又は在		

留資格の付与に係る手続において柔軟かつ人道的な対応を行うこと。		
六 政府は、本法施行後、国籍取得後に事実に反する認知が明らかになり、国籍取得が当初から無効となる子の件数及びその原因を把握し、必要に応じて、それに伴う課題等の有無を検討すること。		
七 民法の懲戒権の規定に関しては、児童虐待の口実として使われることを防止するため当該規定の削除等が行われることを踏まえ、体罰等は許されないという認識を社会全体で共有するために積極的かつ細やかな広報活動を行うなど、本改正の趣旨についての周知徹底及び関係機関との連携に努めること。		

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和3年4月6日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 民事訴訟手続の審理期間及び合議率の目標を達成するため、審理期間が長期化している近年の状況を検証し、審理の運用手法、制度の改善等に取り組み、その上で、目標達成に必要な範囲で削減を含め裁判官の定員管理を行うこと。	一部措置済み（令和3年、令和4年）	裁判所としては、第一審の訴訟手続を2年以内のできるだけ短期間に終局させるとともに、当事者である国民のニーズを踏まえ、充実した手続を実施する方策の一環として、合議体による審理の充実・活用を図るよう努力しているところであり、裁判の迅速化に関する法律第8条第1項に定められた裁判の迅速化に係る検証において、審理期間が長期化している状況を不斷に検証するとともに、争点整理手続の実情や合議体による審理の実情等を分析・検証するなどし、合理的期間内に充実した適正な裁判が実現されるように検討を続けています。これまで裁判所としては、裁判官を増員し、裁判官が適切な訴訟指揮権を行使して終期を見通した計画的な審理の実践や合議事件の審理の充実強化を図る態勢を整えるとともに、訴訟関係人の理解と協力を得つつ、争点中心型審理の実践に努めるなど、審理期間及び合議率の目標達成のため検討を続けてきたところであります、令和4年度においても、事件動向等を注視し、適正迅速な事件処理に支障を来すことのないよう、必要な人員配置を行った。
二 裁判所職員定員法の改正を行う場合には、引き続き、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数と判事の欠員見込みの概数を明らかにし、その定員が適正であることを明確にすること。	検討中	裁判所としては、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数及び判事の欠員見込みの概数及びその定員が適正であることについては、委員会質疑を通じて明らかにする予定である。
三 令和二年四月十六日の当委員会における附帯決議等を踏まえ、最高裁判所において、引き続き、判事補の定員の充足に努めるとともに、判事補の定員の在り方について、更なる削減等も含め検討していくこと。	措置済み（令和4年）	裁判所としては、引き続き、裁判官にふさわしい資質・能力を備えた人をできるだけ多く裁判官に採用できるよう努めるとともに、判事補の定員について、本附帯決議の趣旨も踏まえて総合的に検討した結果、令和4年度に判事補40人の減

		員を行ったところである。
四 現在の法曹養成制度の下で法曹志望者の減少について顕著な改善傾向が見られないことを踏まえ、そのことが法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき必要な分析を行い、その結果を国会に示すとともに、法改正を踏まえた更なる法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること。	一部措置済み (令和4年)	法曹志望者数の減少、ひいては司法修習生の減少が判事補任官者数に及ぼす影響については、必要な分析を行った上で、委員会質疑を通じて示す予定である。
五 司法制度に対する信頼確保のため、訟務分野において国の指定代理人として活動する裁判官出身の検事の数の縮小を含む必要な取組を進めること。		
六 離婚後の子どもの養育費の不払、面会交流の実施をはじめとする子をめぐる事件の複雑困難化、家庭裁判所の家事事件の新受件数の増加等に対応するため、家庭裁判所の機能強化を図り、家事事件の専門性に配慮した適正な人員配置を行うこと。	一部措置済み (令和3年、令和4年)	裁判所としては、子をめぐる事件を含む家事事件の事件動向等を踏まえ、適正迅速な裁判の実現のため、繁忙庁を中心に適正な人員配置等の必要な体制整備を図ったところであるが、今後も必要な体制整備を図ってまいりたい。

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和2年4月16日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>一 民事訴訟事件の内容の複雑困難化及び専門化について、引き続き、その実情を把握し、必要な対応を行うとともに、訴訟手続の審理期間及び合議率の目標を達成するため、審理期間が長期化している近年の状況を検証し、審理の運用手法、制度の改善等に取り組んだ上で、目標達成に必要な範囲で裁判官の定員管理を行うこと。</p>	<p>一部措置済み (令和2年、令和3年、令和4年)</p>	<p>これまでも、裁判所としては、裁判官や弁護士との意見交換等の機会を捉えて実情把握に努めつつ、争点中心型の審理の実践や多角的な検討が可能となる合議体による審理の充実・活用のための方策等につき裁判官による協議会等において協議を行うとともに、金融・経済、医療、建築、IT等の専門分野について、裁判官を対象とする研究会を実施するなどしてきた。また、裁判所は、第一審の訴訟手続を2年以内のできるだけ短期間に終局させるとともに、当事者である国民のニーズを踏まえ、充実した手続を実施する方策の一環として、合議体による審理の充実・活用を図るよう努力しているところであり、裁判の迅速化に関する法律第8条第1項に定められた裁判の迅速化に係る検証において、審理期間が長期化している状況を不斷に検証するとともに、争点整理手続の実情や合議体による審理の実情等を分析・検証するなどし、合理的期間内に充実した適正な裁判が実現されるように検討を続けている。これまでも裁判所としては、裁判官を増員し、裁判官が適切な訴訟指揮権を行使して終期を見通した計画的な審理の実践や合議事件の審理の充実強化を図る態勢を整えるとともに、訴訟関係人の理解と協力を得つつ、争点中心型審理の実践に努めるなど、審理期間及び合議率の目標達成のため検討を続けてきたところであり、令和4年度においても、事件動向等を注視し、適正迅速な事件処理に支障を来すことのないよう、必要な人員配置を行った。</p>
<p>二 裁判所職員定員法の改正を行う場合には、引き続き、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数と判事の欠員見込みの概数を明らかにし、その定員が適正であることを明確にすること。</p>	<p>一部措置済み (令和3年)</p>	<p>裁判所としては、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数及び判事の欠員見込みの概数及びその定員が適正であることについては、委員会質疑を通じて明らかにする予定である。</p>

三 最高裁判所においては、引き続き、判事補の定員の充足に努めるとともに、判事補の定員の在り方について、更なる削減等も含め検討していくこと。	措置済み（令和4年）	裁判所としては、引き続き、裁判官にふさわしい資質・能力を備えた人をできるだけ多く裁判官に採用できるよう努めるとともに、判事補の定員について、本附帯決議の趣旨も踏まえて総合的に検討した結果、令和4年度に判事補40人の減員を行ったところである。
四 現在の法曹養成制度の下での法曹志望者の減少が法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき必要な分析を行い、その結果を国会に示すとともに、法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること。	一部措置済み（令和4年）	法曹志望者数の減少、ひいては司法修習生の減少が判事補任官者数に及ぼす影響については、必要な分析を行った上で、委員会質疑を通じて示す予定である。
六 離婚後の子どもの養育費の不払、面会交流の実施をはじめとする子をめぐる事件の複雑困難化、家庭裁判所の家事事件の新受件数の増加等に対応するため、家庭裁判所の機能強化を図り、家事事件の専門性に配慮した適正な人員配置を行うこと。	一部措置済み（令和2年、令和3年、令和4年）	裁判所としては、子をめぐる事件を含む家事事件の事件動向等を踏まえ、適正迅速な裁判の実現のため、繁忙序を中心に適正な人員配置等の必要な体制整備を図ったところであるが、今後も必要な体制整備を図ってまいりたい。

○民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和元年5月9日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>三 国内の子の引渡しの直接的な強制執行に関し、子の福祉の観点から、以下の事項について留意すること。</p>		
<p>1 子の引渡しの直接的な強制執行については子の心身に有害な影響を及ぼさないよう、本法施行後における運用状況を勘案し、必要に応じて更なる改善を図るよう努めること。</p>	<p>（最高裁判所） 一部措置済み（令和元年度、令和2年度、令和3年度、令和4年度）</p>	<p>（最高裁判所） 子の心身に有害な影響を及ぼさないように執行するため、執行補助者又は立会人として児童心理の専門家の関与を得ることや、事前の打合せ等が重要であることについて、担当者による事務打合せ等において確認したほか、執行官向けの執務資料でも更なる周知を図った。また、専門家の関与についての実情調査を行い、運用状況を把握した上、その結果を全国の裁判所に周知した。 執行官に対する研修も引き続き実施する予定である。</p>
<p>2 執行裁判所や執行官の責務として、当該強制執行が子の心身に有害な影響を及ぼさないように配慮する義務規定を設けた趣旨を踏まえ、子の引渡しを実現するに当たり、執行補助者として児童心理学の専門家等を積極的に活用できるようにするため、当該専門家等の確保の方策を講じるよう努めること。</p>	<p>（最高裁判所） 一部措置済み（令和元年度、令和2年度、令和3年度、令和4年度）</p>	<p>（最高裁判所） これまで日本臨床心理士会、日本臨床発達心理士会及び家庭問題情報センター（F P I C）から子の引渡しに関与することができる者の名簿の提出を受け、これを各地方裁判所に提供してきたところ、標記法律の公布を受け、最高裁事務総局において各専門家団体を訪問し、会員に対する当該法律の趣旨の周知、更なる名簿の充実や、執行現場が遠方である場合の関与について依頼し、更新後の名簿を各地方裁判所に提供した。また、F P I C及び日本臨床心理士会が、会員向けに、子の引渡しの強制執行の手引を作成するに当たり、制度に関する必要な情報提供を行った。</p>
<p>3 執行官に女性がいない現状を踏まえ、女性の登用の在り方などを検討するとともに、執行補助機関である執行官の負担が増大することを考慮し、執行官の適正な職務の環境整備や個々の執行官の質の更なる向上を図るための研修の</p>	<p>（最高裁判所） 一部措置済み</p>	<p>（最高裁判所） 執行官採用選考の受験案内文書のほか、ウェブサイト上の試験案内の記事、外部団体への受験案内文書送付時のメール</p>

<p>充実など執行官制度の基盤の更なる整備を行うよう努めること。</p>	<p>(令和元年 度、令和2年 度、令和3年 度、令和4年 度)</p>	<p>等において、執行官採用選考は男女不問で実施する旨を明記して広報した結果、女性の受験者数について増加傾向が見られる。 また、経済情勢の変動、近年の執行官の事務の困難性や負担の増大を考慮し、執行官の手数料及び費用に関する規則の一部を改正し、手数料の増額や個別加算の仕組みを設けた。 執行官の研修については、上記1記載のとおり</p>
<p>四 差押禁止債権の範囲変更の制度に関し、債務者の財産開示制度の見直しにより、債権者の地位の強化が図られることに鑑み、以下の事項について留意すること。</p> <p>1 差押禁止債権の範囲変更の制度をより適切に運用することができるよう、裁判所書記官の教示に当たってはその手続を分かりやすく案内するとともに専門家による支援を容易に得られるようにするなど、債務者に当該制度が周知されていない現状を改め、債務者に配慮した手続の整備に努めること。また、これらについて、本法施行後における運用状況を勘案し、必要に応じて更なる改善を図るよう努めること。</p>	<p>(最高裁判所) 一部措置済み (令和元年 度、令和2年 度、令和3年 度、令和4年 度)</p>	<p>(最高裁判所) 標記法律の公布を受け、民事執行規則等の一部を改正する規則を制定し、手続教示は書面で行い、当該書面には範囲変更の申立てに係る手続の内容を記載する旨の規定を設けた。 その上で、最高裁事務総局において、差押手続の概要（差押命令の効力等）、範囲変更の申立てをする裁判所、申立てをすべき時期、申立ての方法（申立てと併せて提出する資料等）、認容された場合の効果、裁判所又は弁護士に問合せができる旨等を記載した手続教示書面案を作成し、全国の地方裁判所で活用できるようにしており、また、その利用状況とともに、各庁の取組みについても調査し、その結果を全国の裁判所に周知した。</p>

※ 太枠の中を記入してください。

※ 処理済みの欄には、措置済み、一部措置済み、検討中、未着手の中から、調査時点における状況を選択して記入してください。

措置済み、一部措置済みの場合は、措置をした年も記載してください。

※ 他府省所管事項の場合は、所管府省を速やかにご連絡ください。